

第 52 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 52 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和3年6月17日（木）9：59～10：54

会場：参集（農林水産省 第2特別会議室）

又はオンライン会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について（諮問）

飼養衛生管理指導等指針の一部変更について（諮問）

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）（諮問）

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

資料 家畜伝染病予防法施行規則等の見直しについて

参考資料 家畜伝染病対策の強化

午前9時59分 開会

○星野室長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから食料・農業・農村審議会第52回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。私は当部会の事務局を担当しております動物衛生課家畜防疫対策室の星野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして葉梨農林水産副大臣から御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

○葉梨副大臣 おはようございます。農林水産省で副大臣を務めております葉梨康弘でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。

第52回家畜衛生部会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、令和2年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの18県・52事例にわたる過去最大の発生、さらに昨年9月以降のワクチン接種農場における豚熱の10事例にわたる発生に際しまして、その都度、防疫の状況について情報提供させていただいたところです。

農林水産省としては、これらの発生を受け危機感を強めており、5月19日に防疫対策本部を開催し、今後の家畜伝染病対策の強化策について議論を行いました。

その結果、まず第1に飼養衛生管理基準の遵守徹底のための対策、第2に防疫作業を迅速に完了させるための埋却地の確保の徹底、第3に大規模農場への上乗せ対策等が必要との議論を行い、昨年、家畜伝染病予防法を改正したばかりではありますが、必要な制度の見直しに着手する方針を決定いたしました。

本日は、本部で決定した方針について事務方から御説明差し上げた後、この方針を具体化するため、家畜伝染病予防法施行規則、飼養衛生管理指導等指針及び特定家畜伝染病防疫指針の改正につきまして諮問をさせていただきます。

本日はウェブを併用しての開催となりますが、委員の皆様には専門的な見地からの忌憚のない御発言と活発な御議論をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○星野室長 ありがとうございました。

葉梨農林水産副大臣につきましては、所用により、ここで御退席をお願いいたします。

○葉梨副大臣 よろしくお願ひ申し上げます。

○星野室長 現在、家畜衛生部会の委員の皆様は19名でございます。本日は14名の委員の先生方に御出席を頂きますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしていることを御報告いたします。

それから、本日出席いたしております事務局の方の御紹介をさせていただきます。

まず初めに、審議官の伏見でございます。

○伏見審議官 伏見でございます。よろしくお願ひします。

○星野室長 動物衛生課長の石川でございます。

○石川動物衛生課長 石川でございます。よろしくお願ひします。

○星野室長 それから、動物衛生課の課長補佐、古庄でございます。

○古庄課長補佐 古庄でございます。よろしくお願ひいたします。

○星野室長 それから、青山でございます。

○青山課長補佐 青山でございます。よろしくお願ひいたします。

○星野室長 よろしくお願ひいたします。

それではここままで、本日、カメラの撮影は終了となりますので、メディアの方々におかれましては御退室の方をお願ひいたします。

本日は感染症対策の観点からウェブでの開催となります。大変御不便をおかけいたしますが、円滑な議事進行の方に御協力のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

事前にメール等で配付をさせていただいていると思いますが、まず第52回家畜衛生部会議事次第、それから各委員の皆様のお名簿、それと家畜伝染病対策の強化、令和3年6月時点のもの、ちょっと大部になってございますけれども。それと、本日諮問をさせていただきます諮問。それと、その方向性の中身について。

以上でございます。資料の方の御確認をお願ひいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、松尾部会長の方にお願ひをしたいというふうに思いますけれども、よろしくお願ひします。

○松尾部会長 松尾です。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入る前に課長の石川さんの方から、最近の家畜衛生をめぐる情勢についての御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石川動物衛生課長 おはようございます。動物衛生課長の石川でございます。

議事に入ります前に、私の方から最近の家畜衛生をめぐる情勢について御説明いたします。

本日御説明する内容につきましては、今年の5月19日に開催しました「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部」の資料をベースにお話をさせていただきます。

なお、対策本部の資料につきましては農林水産省のホームページで公表されておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、スライドです。

まず、高病原性鳥インフルエンザの今シーズンの発生状況でございますけれども、世界に目を向けてみますと、今シーズンは2020年夏にシベリアで検出されておりますH5N8亜型のウイルスがユーラシア大陸の東と西で猛威を振るいました。特に左側、西ヨーロッパでございますけれども、フランスにおきましては492件、また右側、東アジアでございますけれども、お隣の韓国ではこれまでに109件の発生事例がございます。ちなみに、西欧、日本、韓国とも昨シーズンは発生がございました。特に韓国、109件の発生でございますけれども、最近、韓国政府が発生状況を取りまとめてアップしたデータによりますと、死亡——死亡というか、殺処分羽数は合計で1,043万羽ということになっており、我が国の987万羽よりかなり多い数字の殺処分を行っているという状況でございます。

続いてスライドをお願いします。

今シーズンの、まず野鳥の発生状況でございます。野鳥につきましては、18道県58事例確認されました。いずれもH5N8亜型のウイルスでございました。最も早く検出されたのは一番上の北海道でございます。10月24日に回収されました糞便からウイルスが見つかっております。それ以降、全国的にこの地図の黄色で塗り潰された道県でございますけれども、最終的には最後に今まで見つかっているのは、栃木県での3月3日のノスリでの発生が最終発生となっております。

次のスライドをお願いします。

それでは、家きんの発生状況はどうだったかといいますと、今シーズンは18県52事例の発生でございました。殺処分羽数は約987万羽ということで、この殺処分羽数は過去最大規模でございました。

ちなみに、これまでの最大殺処分羽数は約183万羽ということで、これは平成22・23年シーズンで九つの県で24事例での発生がこれまでの最大でございました。

今回、約987万羽の殺処分を行ったわけですが、国内の飼養羽数に対する割合は約3.1%ということで、内訳を見ても、そのほとんど、9割強が採卵鶏、これは種鶏を含みますけれども、採卵鶏での発生で約904万羽ということになっております。

特に今シーズンは、後ほど説明しますが、下に書いてあります左側の大規模（50万羽以上）での発生事例が5事例ございました。岡山県、千葉の3事例、茨城県、この5事例が50万羽以上という、過去に類を見ないような大規模飼養羽数での発生となりました。

また、右側に書いてございます今回の発生につきましては、都道府県を中心に防疫は実施するわけですが、自衛隊の方々に大変御協力を頂きました。52事例のうち30事例。派遣回数とすれば28回ですが、30事例について殺処分の御支援を頂いております。

次をお願いします。

各県の発生状況でございますけれども、52事例のうち36事例、69%、また殺処分羽数のうち744万羽、75%が千葉、香川、宮崎の3県での発生でございます。下の棒グラフを見てお分かりのとおり、一番多かったのが香川県の13件、その次に宮崎県の12件、その次に千葉県の11件ということです。この3県での発生が大宗を占めたということでございます。

また、殺処分987万羽のうち495万羽、半分が大規模農場、いわゆる50万羽超での農場での発生によるものでございました。

また、258万羽、約26%が密集多発型、いわゆる発生農場を中心として半径3キロ圏内の続発の発生による殺処分羽数でございます。特に「密集多発型」と呼ばれているのは、香川県の三豊市の12事例、それと千葉県匝瑳市の6事例、この18事例が「密集多発型」と我々が定義している発生事例でございます。

次のスライドをお願いします。

防疫措置のデータでございます。万が一の発生の場合には、農場での初動防疫、いわゆる早期封じ込めがその後のまん延防止を図る上で大変重要になってまいります。

防疫指針の中では目安を示しております。殺処分については24時間以内、焼埋却については72時間以内という目安を示しております。ただし、この目安につきましては採卵鶏、ケージ飼いの場合には3から6万羽、肉用鶏、平飼いの場合には5から10万羽ということ

です。もちろん、これより羽数等が多くなれば、それだけ時間が掛かるということもございますけれども、できる限り早期に防疫をすることが重要と考えております。

それぞれの事例ごとに発生飼養羽数を赤の丸でプロットしております。これは右側の羽数に相当します。あと縦長の棒でございますけれども、青い部分が殺処分に掛かった時間、その後、殺処分の後、焼埋却・消毒等に掛かった時間がピンクの所で描いてございます。

御注目いただきたいのは、中ほどにございます千葉県での「32」事例、千葉県での「35」と書いてある部分でございます。これは飼養羽数がかなり多うございましたので、防疫措置に時間が掛かったという現状でございます。

一方、飼養羽数が多くても、防疫が円滑に、スムーズに行われた事例としまして、「41」茨城の事例、「44」千葉の事例は、羽数100万羽超、また88万羽程度の飼養羽数でございましたけれども、千葉は前回、その前の「32」「35」事例を踏まえて円滑な防疫を実施したというような現状でございます。

一方、飼養羽数が少ない「46」の千葉、「48」の千葉、「49」の千葉、これは匝瑳市での発生事例でございますけれども、飼養羽数はそれほど多くなかったわけでございますけれども、やはり密集地域での続発があった、また大規模農場での防疫措置と並行して防疫措置を実施したということで、かなり防疫措置に時間が掛かったという事例でございます。

各事例ごとに「自」と書いてあるのは自衛隊の派遣を要請した事例、また「埋」と書いてあるのは埋却地が未確保、あるいは発生後に円滑に焼埋却ができなかった事例でございます。

次、一つ飛ばしまして、続きまして豚熱の発生の経緯でございます。

豚熱につきましては、2018年の9月9日、岐阜県での発生以後、13県68事例の発生が確認されており、これまでに約24万2,000頭の殺処分が行われております。

また、2019年の9月にはワクチン接種を決定しまして、その10月からワクチン接種が開始されております。

一方、群馬県をはじめ七つの県におきましては、ワクチン接種農場においても発生が確認されたということもございます。

次のスライドをお願いします。

これはワクチン接種済み農場。昨年の9月に確認されました59例目、群馬県の事例以降10個の事例について取りまとめたものでございます。

この農場におきましては、未接種豚だけでなく、多くの事例で接種豚も感染が確認され

ております。これは発生時に発生豚舎のみならず、発生のない豚舎につきましてもサンプリングを行っています。このサンプリングを行った材料で検査をしまして、感染事例が確認されたというものでございます。

一方、それぞれ発生した場合には、疫学調査というのを基本的に発生の翌日に実施しております。その調査の中で、手指や車両の消毒、また長靴の交換といった飼養衛生管理が徹底されていないというような状況にございました。

さらに、各事例ごとに「飼養豚の感染状況」、真ん中ほどのカラムを御覧ください。発生豚舎のみならず、発生豚舎以外の豚舎での豚熱の感染もあったということで、例えば59事例ですと2豚舎、61事例目ですと7豚舎といった具合に、発生豚舎以外での発生も確認されておるといような状況にございます。

次のスライドも同じような感じでございます。まだ調査中の部分もございますけれども、また調査が取りまとまりましたら公表していきたいというふうに考えております。

続きまして、豚熱に係る対策でございます。

大きく三つの対策がございまして、まず感染源対策としてイノシシの対策がございまして、これは大きく三つの柱、「サーベイランスの強化」と「捕獲の強化」「経口ワクチン散布」と、この三つの柱から対策を構成させていただいております。

「サーベイランスの強化」につきましては、発生以降、全都道府県でのサーベイランスを開始したわけでございますけれども、都道府県ごとに濃淡があるということで、(1)の三つ目の丸に書いてございます、昨年8月31日に全都道府県に向けまして豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスを強化するよう通知しております。

(2)のまず「捕獲の強化」でございますけれども、これにつきましては、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県——「30都府県」と書いてございますけれども、先日二つの県が追加されましたので、「32府県」に「捕獲重点エリア」を設定し、捕獲を強化するように依頼しております。

(3)の方、「経口ワクチン散布」でございますけれども、経口ワクチン散布につきましては、現在、発生県のうち23都府県で経口ワクチンを散布しております。また、人がなかなか入りにくいような場所におきましては、ヘリコプターを活用した空中散布マニュアルを既に作成しておりますので、今後これらの対応も並行して実施していきたいというふうに思っております。

ちょっとスライド戻ります。もう一つの対策、感受性動物、いわゆる感受性豚対策でござ

ざいます。

予防ワクチン接種の対象地域につきましては、防疫指針に基づいて牛豚等疾病小委員会、専門家の議論を経て設定しております。

設定につきましては、四つの観点を考慮しております。

一つ目が、野生イノシシにおけます豚熱感染状況。

二つ目が、農場の周辺の環境要因。イノシシの生息状況ですとか山、河川の有無等の地理的状況でございます。

三つ目が、まだら打ちを避けるということで、面的に接種し順次拡大していております。

四つ目が、地域の畜産業、また養豚業の関連性の強さ。

というものを考慮させていただいております。

この考え方に基つきまして、先日、6月15日になりますけれども、岩手県及び青森県をワクチン接種推奨地域に設定しております。日本地図右側を御覧ください。これは宮城県の下、福島県境との間で星印がございます。ここで宮城県初の野生イノシシでの豚熱感染事例が確認されたということで岩手県、また畜産業ですとか養豚業の関連の強さということで、併せて青森県、二つの県をワクチン接種推奨地域に指定させていただいております。

この二つの地域、まだ都道府県が今ワクチン接種プログラムを策定中でございますので、実際には接種は始まっておりませんが、策定が行われ、牛豚等疾病小委員会の確認が行われた後に接種が開始されることとなります。

したがって、今後、この二つの県がワクチン接種を実施した場合には、32都府県でのワクチン接種が行われるということになります。

三つ目の対策、感染経路遮断対策でございます。

これは一つ目としまして、飼養衛生管理基準の遵守の徹底がございます。これは野生動物侵入防止対策の義務付け、いわゆる先ほど感染源として豚熱に感染した野生イノシシというお話をさせていただきましたけれども、この侵入防止対策の義務付け、それとエコフィールドの加熱の厳格化のための基準を改正しております。ただ、これ改正するだけでなく、生産者にも分かりやすく周知するためにガイドブック等を作成させていただいております。

ちなみに、野生動物侵入防護柵の設置義務は令和2年、昨年11月1日、エコフィールドの加熱基準につきましては今年の4月1日に施行されております。

それと、先般、家畜伝染病予防法の改正に伴って対応したものでございます、(2)で

ございますけれども。

一つ目が飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充ということで、農場に責任者を選任すること、また各都道府県ごとに指導内容にばらつきが出ない、高位平準化を図る観点から国が指導等指針を策定しまして、それに基づいて各都道府県が指導等計画を策定するといった制度を創設させていただきました。

また、家畜の所有者に対しまして基準の遵守について指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令が行えるような措置も導入いたしました。

このような措置を導入しておりますけれども、今後これを実効性のあるものになるように都道府県と連携して対応していきたいというふうに思っております。

次のスライドをお願いします。

続きまして、水際対策でございます。これは大きな二つの柱、「相手国から持ってこさせない」「日本に入れさせない」の二つの対策で、まず「相手国から持ってこさせない」対策としましては、SNSですとか現地のメディアを通じました注意喚起、多言語動画の配信、あと航空会社に依頼しましてカウンター等にポスターの掲示ですとか機内でのアナウンスを依頼しております。さらに、外国の検疫当局との連携ということで、特に中国との間で旅客の携帯品ですとか郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名し、対策を強化させていただいております。

「日本に入れさせない」対策としましては、検疫探知犬と家畜防疫官の増頭・増員がございまして。

検疫探知犬につきましては、令和3年3月末時点で140頭、また家畜防疫官につきましては合計491人体制ということで体制を強化しております。

さらに、違法な持込みに対する対応の厳格化ということで、違反者情報をデータベース化しまして、そのデータベースを関係省庁で共有しまして対応するといった取組をしております。

また、関税当局と連携ということで、肉製品の持込みの有無に関する質問が分かりやすくなるように、入国する旅客には皆さん書いていただいております税関申告書、この様式を変更していただきまして、質問が目立つような形で取り組んでおります。

あと最後に法改正等の対応ということで、家畜防疫官の権限の強化ということで、質問・検査権限、また廃棄権限を措置しまして、さらには罰則を強化させていただいております。

続きまして、ASFの状況でございます。

ASFにつきましては、特に東アジア地域での発生。真ん中にごさいます14か国・地域での発生が確認されております。直近でも5月6日にブータンでの発生が確認されておりますし、またお隣の韓国につきましても5月5日でございます、17件目の飼養豚での発生。中国につきましても直近では4月28日に発生が確認されているというような状況でございます。

このような昨今の鳥インフルエンザ・豚熱の対応により明確になった課題として幾つか挙げてございます。

まず、高病原性鳥インフルエンザに関する課題として四つ挙げております。

一つ目が、飼養衛生管理基準の不遵守ということで、遵守状況、生産者によって大きな差があるという問題点が浮き彫りになりました。

二つ目としまして、防疫作業の長期化・自衛隊への依存ということで、埋却地確保等の都道府県主導の防疫対応体制の確立が必要といった課題が浮き彫り。

三つ目として、密集続発、大規模農場での発生ということで、飼養の殺処分羽数の増加とともに、防疫の長期化が起こってしまったという問題点。

4番目としまして、冒頭説明しました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、ユーラシア大陸、東と西で今シーズン発生したということで、今後一層、国際的な連携による対応が重要となるといった課題が浮き彫りになりました。

豚熱につきましては、ワクチン接種推奨地域、順次拡大になっておりますけれども、それに伴いまして関係者の危機意識の低下というのがちょっと見られるのではないかとといった課題が見えてきました。

次のスライドをお願いします。

まず、高病原性鳥インフルエンザの国際的な連携による対応でございます。

今シーズンに我が国で確認されましたウイルスにつきましては、農研機構の動物衛生研究部門で遺伝子解析等が行われ、既にプレスリリースしているところでございますけれども、今後さらに、日本と同様のHPAI、高病原性鳥インフルエンザを経験した国の獣医当局との技術的な情報交換ですとか連携を我が国が主導していく必要があるであろうと考えております。

続きまして、発生予防対策でございます。

先ほど申しましたとおり、課題としましては、基準の遵守について生産者によって差が

ある。

農場の作業従事者が十分にその基準を理解していない。特に大規模農場においては、1人が担当する家畜の数が多く、対応に難しい事例があるのではないかとのこと。

また、豚熱につきましては、ワクチン接種が進んだこともありまして、基準遵守への意識が低下しているおそれがあり、通報が遅れている事例が見られたということでございます。

さらに、両方に言えることでございますけれども、基準を遵守していない生産者に対します法的な指導・助言・勧告・命令・公表といった制度が十分に活用されていないことが課題として上がっております。

ということで、必要な対応として考えられるもの、下の括弧囲いにございます。

まず一つが、飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検。これは昨年12月から鳥インフルエンザでは実施したものでございます。

さらに、飼養衛生管理者に対する研修、都道府県担当者に対する研修。

三つ目が、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの作成、また従業員への周知というのがございます。

特に今後手当てが必要と思われるものは四つ目、五つ目の部分でございますけれども、四つ目につきましては飼養頭羽数が多い畜舎が複数存在する大規模農場、畜舎ごとに責任者を配置する必要があるのではないかと。

また、その次でございます指導等計画の策定プロセス。これは都道府県知事が策定するものでございますけれども、このプロセスに大規模農場ですとか生産者団体を参画させる必要があるのではないかとでございます。

一つ飛びまして、補助事業ですとか制度資金といったものに飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスの導入が必要ではないかという点に対応として考えられます。

また、都道府県におけます指導の実効性の強化としまして、基準の遵守状況の一斉点検ですとか、その指導等計画への明確化といったものが考えられますし、また一つ飛びまして、遵守状況について国による積極的な公表、こういった対応が重要ではないかというふうに考えております。

今回の発生事例を見てもと、高病原性鳥インフルエンザ発生農場におけます疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の遵守状況でございます。特にここに書いてございま

す7点での遵守状況が不十分であったのではないかと考えております。

それぞれの項目について、52事例ございましたので、52分の4ということでございますけれども、これが四つが遵守が不十分であったということでございます。

特に真ん中ほどの「鶏舎出入口」での手指消毒ですとか手袋の交換が不十分、また長靴の交換が不十分といった点と、あとは「野生動物対策」です。右側の「野生動物対策」が十分ではなかったのではないかとといった疫学調査結果が公表されております。

そういうような状況にございましたので、次のスライドをお願いします。

昨年12月に全国の養鶏場に対しまして、基準の遵守状況を一齐点検、一齐の自主点検を実施するようにお願いしております。

お願いして1か月後の1回目と書いてある部分でございますけれども、1回目の自主点検では1割程度の不遵守が確認されておりますけれども、2回、3回、4回、5回と回を重ねるごとに遵守率がどんどん上昇しまして、最終的には、5回目の段階では99%以上までに遵守状況が上昇していったというような状況がございます。

このような全国一齐点検につきましては、来シーズン以降も都道府県の段階で実施する必要があるのではないかとというふうに考えております。

次をお願いします。

獣医師の豚熱への危機意識の低下ということで、四つの事例がここに書いてございますけれども、それぞれ豚熱が疑われるような症状があったにもかかわらず、獣医師の判断としまして豚熱とは考えず、ほかの疾病、例えばPRRSですとか、そのようなものを疑って、その後死亡が継続したがために家畜保健衛生所に通報があったというような事例がございました。

このような事例が続いたことから、農林水産省におきましては、各都道府県を通じまして、または関係団体を通じまして獣医師の方々に、豚熱ワクチンを接種した場合であっても異常が確認された場合には、迅速に都道府県に通報するように依頼を既にしております。

続きまして、まん延防止対策でございます。

これは密集多発、大規模農場での発生によって、防疫措置の負担が大きかったということ等がございます。

これに対しまして必要な対応としましては、まず原則としましては家畜の所有者による埋却地の確保でございますけれども、一方で、「又は」ということで焼却施設との事前協定の締結を基準で明確化する。さらに、周辺住民への説明、合意形成に向けた取組を行う

ことで、万が一の場合にもスムーズに焼埋却を行えるような体制を取っていただくということが必要かと思っております。

また、移動式の焼却・レンダ装置等がございますので、この併用の方針を具体化する。国が埋却地の確保状況を公表する。大規模農場における対応計画を事前策定し、資材を備蓄する等の対応が考えられると思えます。

都道府県における防疫体制の強化としまして、県内最大規模での発生を念頭に置いた動員、また全県的な動員計画と防疫資材の調達計画の事前策定と防疫演習の実施というものが考えられると思えます。

防疫計画で対応できない場合に、今シーズンのように30事例28回の動員ではなくて、自衛隊への派遣要請につきましては動員計画で対応できない場合のみ行うというような旨を明記することも対応として考えられるのではないかと考えております。

続きまして、焼埋却に係る現状と取組を御説明いたします。

各畜種ごとの埋却地の確保状況でございます。各畜種ごとによって若干ばらつきございますけれども、全ての畜種を合計しますと、おおむね7,000農場が未確保というような状況になっております。特に防疫上問題となるのは、「うち大規模」と書いてあるところでございます。米印の1番にございますけれども、省令上、牛では200頭以上、豚3,000頭以上、鶏10万羽以上ということでございますので、この内数を見ていただくと、大規模農場においても、まだ埋却地が確保されていないような状況もあるということでございます。

一方、真ん中ほど、鳥インフルエンザ発生時に埋却以外の手法を活用した今シーズンの事例でございますけれども、兵庫、奈良、和歌山につきましては焼却のみで対応しておりますし、また岡山、千葉につきましては焼却と埋却を併用したというような事例もございますので、今シーズンのこのような事例も踏まえて、今後大規模農場を中心に迅速に対応を考えていただく必要があるのではないかと考えております。

また、牛豚につきましては下に書いてございます移動式レンダリング装置、これは全国に4か所配備しております。このようなレンダリング装置を使った防疫体制を事前に検討しておくのも一つの方法ではないかというふうに考えております。

最後に、大規模農場における上乗せ対策というのも一つの課題として挙げられております。

大規模農場につきましては、もちろん頭羽数が多いものですから、防疫作業の長期化、多くの防疫作業員、作業従事者及び防疫資材が必要となり、発生時の周りへの影響が大き

いということ。

また、農場が大きいということで、管理が行き届いていない傾向が見られる。さらに、大規模農場において発生時の具体的な防疫対応を想定しておらず、防疫措置の長期化を招いたような事例があったということでございます。

必要な対応としましては、大規模農場における発生に備えた防疫演習ということで、これは最大規模の発生を念頭に置いて、全県的な動員計画、防疫資材の調達計画を事前策定し、事前に防疫演習を実施していただく必要があるのではないかと。

また、迅速な防疫措置を行うため、発生時の対応計画を事前に策定するとともに、防疫資材の備蓄に取り組む必要があるのではないかと。さらに、大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理の責任者を畜舎ごとに配置すべきではないかといった点。

再度、再掲になりますけれども、下の二つ、補助事業及び制度資金におけるクロスコンプライアンスを導入してはどうか。

あと、埋却地の確保及び焼却施設との事前協定を締結してはどうか。

こういったところが今後必要となる対応ではないかというふうに考えております。

私の方から、昨今の高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等をめぐる情勢と今後考えられる対応についてお話しさせていただきました。

以上でございます。

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産大臣からの諮問であります家畜伝染病予防法施行規則等の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

なお、具体的には飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則、飼養衛生管理指導等指針及び特定家畜伝染病防疫指針の改正についてでございます。

よろしく願いいたします。

○星野室長 それでは、お手元に諮問と、それから家畜伝染病予防法施行規則等の見直しについての資料をお持ちください。こちらの方を説明させていただきます。

本日付で野上農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会の高野会長の方に、次のことについて諮問をさせていただきます。

一つ目、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正につきまして。

これは、見直しの方の2ページ目を見ていただきたいと思います。

今、石川課長の方から説明ありましたことを背景としまして、今般、家畜伝染病予防法

施行規則につきまして、次のことについて見直しの方向を検討することとしたいと思えます。

まず一つ目、飼養衛生管理基準の指導・助言から勧告、命令までの猶予期間の短縮。

二つ目、飼養衛生管理基準の中身につきまして、埋却地又は焼却施設の確保及び都道府県による補完的措置の実施、大規模農場における畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置、大規模農場における対応計画の策定でございます。

それから諮問の二つ目、飼養衛生管理指導等指針の一部変更につきまして、先ほどの見直しの資料の2ページ目を御覧ください。

まず一つ目、命令違反者の公表が必要となる場合の考え方を明記すること。

一斉点検の繰り返しの実施。

都道府県、市町村、協議会などによる自主的な防疫の取組の促進。

大規模農場や生産者団体の飼養衛生管理指導等計画の見直しプロセスへの参加。

飼養衛生管理者に対する都道府県の研修、都道府県の担当者に対する国の支援の充実。

農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの充実と従事者等への周知。

補助事業におけるクロスコンプライアンスの導入の推進。

埋却地又は焼却施設の確保及び都道府県による補完的措置の実施。

続きまして、ページの3ページ目を御覧ください。

大規模農場における畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置。

大規模農場における防疫対応計画の事前策定でございます。

続きまして、諮問の三つ目でございます、特定家畜伝染病防疫指針の一部変更につきまして、資料の3ページ目を御覧ください。こちらは、局長通知になります留意事項も含めての見直しを考えてございます。

まず一つ目、都道府県の職員、団体の動員を含む都道府県を挙げた動員計画の策定と国への報告。

二つ目、散水車などを活用した面的消毒や防疫作業前のねずみなどの小動物対策の実施。

三つ目、埋却地又は焼却施設の確保及び都道府県による補完的措置の実施、周辺住民の理解醸成の推進。

四つ目、事前に策定した大規模農場における防疫対応計画に沿った防疫措置の実施でございます。

これら3点につきまして、この後、3番目のスケジュールを御覧ください。

家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会におきまして、専門的な見地から変更の申身について、方針につきまして御議論を頂きます。

また、その後、都道府県への意見照会、そしてパブリックコメントの手続を進めていきます。

これらの手続が済んだ後、事務局の方で取りまとめをさせていただきますして、改めて家畜衛生部会、こちらの方に御報告をさせていただきます、変更の内容、方針について答申を得た後、速やかに改正を行いたいというふうに思っております。

今のところ改正の予定につきましては、9月の下旬を予定しているところでございます。以上でございます。

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様からの御意見や御質問を承りたいと思います。

日高委員、お願いします。

○日高臨時委員 日高でございます。

ちょっと質問なんですけれども、ここにあります「大規模農場における畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置」というのがちょっとイメージが湧かないんですけれども、ちょっと説明をお願いしますでしょうか。

○星野室長 事務局の方から説明をさせていただきます。

今農場ごとに飼養衛生管理者を設置しているところでございます。飼養衛生管理基準の中に書いてございますけれども、今般、畜舎の数が非常に多かったり、畜舎、あるいは鶏舎の数が非常に多かったり、あるいは施設が幾つかまたがっている場合もございましたので、やはり目の行き届かない、大規模化すると一頭一頭、あるいは一羽一羽、なかなか目が行き届きにくくなりますので、それぞれ畜舎ごとに飼養衛生管理をしっかりとやる者、責任の者を決めさせていただくことが早期発見、あるいは迅速なまん延防止につながるのかなというふうに考えておりますので、御提案として「畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置」を上げさせていただいているところでございます。

○日高臨時委員 その「畜舎ごと」という。例えば飼養衛生管理者がその農場にいるとして、「畜舎ごと」というくくりというのは畜舎が10あれば10人いるということなんですか。それとも、大規模と言われても、そこの辺りで大体おおよそ何羽、何頭を基準としてそこに人、管理者を置くのかと。「畜舎ごと」と言われると、例えばさっき言ったように、10ある所には10人置かなくちゃいけないとか、余りにも漠然として、農場をやっ

る人もイメージが湧かないと思うんですけれども、そこ辺りをもうちょっと具体的に示していかないといけないのかなと思って質問したんですけれども。

○星野室長 事務局でございます。ありがとうございます。

正にそういった点をこの後、牛豚の小委員会の方でもいろいろと御意見を頂きながら進めたいというふうに思っておりますが、今基本的には畜舎ごとにおられればいかなと思っておりますけれども、正に今、日高委員から、例えば複数の畜舎を皆さんで見るとかいうことも一つの御提案だと思っておりますので、そういった意見も含めて今後検討させていただきたいというふうに思います。

○松尾部会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

○日高臨時委員 すみません、日高ですけれども。

それから「埋却地、焼却施設の確保うんぬん」というのがございまして、その中で「周辺住民の理解醸成の推進」とあるんですけれども、やはり周りの住民への、埋めていかどうかというのの判断だと思うんですけれども、この辺りは結構難しい問題だと思うんですけれども、これは事前に埋却地を確保したときには周辺住民へその旨を知らせておく必要があるということでのわけですか。

○星野室長 事務局からお答えさせていただきます。

正に今委員の方からお話がありましたように、埋却地の確保、個人で土地を確保させていただいた上で、さらにいざ何か有事の際にはこういった形で使いますよということで、地域の方々に事前にお話をさせていただくことが、いざ発生したときに迅速に対応していただけるのかなというふうに思っております。

実際、今回も結果的にはうまくいったのかもしれませんが、やはりいざ埋めようとするときに地元の方々の御理解をなかなか得られにくかった場合もありましたので、やはり事前に、ここの土地はこういう目的で使いますよと。もちろん、これは生産者の方が自らできるのであればベストですけれども、そのときに市町村の方や都道府県の方に間に入ってもらって調整をしていただきながら、実際に防疫全体の対策をしっかりと計画していただく、そんなふうに考えております。

○日高臨時委員 それは現在経営されている所の農場の持ち主の人は、これからそういうことを進め、地域の人と協議していく必要があるということをお記するというふうにとってよろしいんですか。それがないと経営を継続することが難しくなるということにとってもいいのかなと思うんです。その辺り、ちょっと説明をお願いしておきます。

○星野室長 今、正に皆さんのいろいろな御意見を伺っているところでございますので。

結果的に、土地はしっかり用意はしているけれども、実際いざとなったら使えないということがないように、事前にしっかりと対応していくことが必要なのではないかとということで僕らは御提案をさせていただいております。正にそういったことも含めて、この後いろいろな御意見を頂けたらというふうに思います。

○松尾部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、御意見はないようなので、本件の審議に当たりましては、当部会の所掌事務のうち、家きん及び牛豚等疾病に係る専門的、技術的な事項を審議する必要があるということから、今後、先ほどお話ありました家きん疾病小委員会及び牛豚等疾病小委員会において審議していただきたいというふうに思います。

そのほか、日頃の家畜衛生についての取組につきまして、この機会ですので、委員の皆様から御意見とか御質問とかありますでしょうか。

津田委員、お願いいたします。

○津田臨時委員 先ほど課長の方から御説明いただいた豚熱の対策のところなんですが、やはり野生イノシシでの感染拡大というのはなかなか止め切れないというところがあって、現在、経口ワクチンの投与であったり、それから捕獲の強化ということをやっているんですけども、やはり全国的にこういったイノシシ——まあ、シカもそうですけれども、増えてきていると思うんですが。その中でスライドの説明にありました11ページですか、「捕獲の強化」というところで、現在豚熱に関しては「陽性が確認されている県及びその隣接県」というふうになっているんですが、これは全国的にこういった伝染病対策ということで捕獲の強化ということはできないものではないでしょうか。ちょっと教えてください。

○石川動物衛生課長 ありがとうございます。お答えいたします。

捕獲の強化の面は、主体は農村振興局、別の局になるんですけども、今連携してさせていただいております。ただ、捕獲につきましては、家畜伝染病の観点という観点で実施することは正直難しいかなと思っております。

ただ一方で作物、いわゆる農作物が荒らされる、いわゆる被害があるということで、その観点から、まず野生動物の捕獲の強化をしていただいておりますし、また今年の4月からは野生イノシシでの豚熱の確認があった地域におきましても、これまではジビエでの出荷はできないといったような措置を取ってございましたけれども、4月1日からは検査を前

提に出荷されるような枠組みを作りましたので、今回作りました枠組みも活用しながら、まあ、農作物の被害軽減という観点がありますけれども、より一層野生イノシシ対策、低減のための対策を関係部局と連携して取っていきたいというふうに思っております。

○津田臨時委員 そこは理解しているんですけども、実際鳥獣害対策とか、そういったことで捕獲はさせているとは思いますが、飽くまでこれは植物とか、そういった作物が主体であって、むしろ近寄れないとか入れないという対策なんです。CSFの場合にはやはりその近くに、養豚場の近くにまで豚が来ているということがあって、それが逆に間接的に農場に持ち込まれていることがあるとすると、従来の作物に対する対策よりは、むしろそういった養豚場周辺での捕獲の強化によって近寄らないようにするというのも必要かなと思うんですが。若干、鳥獣害対策、作物を対象とした鳥獣害対策とこういった伝染病対策におけるイノシシ、シカも含めてですけども、そういった対策とは若干異なってくるような気がするんですが、その辺は農村振興局だから無理なのかなということですけども。

○石川動物衛生課長 無理ということではなくて、今も農村振興局の方には鳥獣害対策の一環として、やはり先生おっしゃったように、養豚場に近付いてくる、いわゆる近くに生息するイノシシというのは正に鳥獣害を起こすような部分もございますので、その観点から農村振興局の方の協力も得ながら、今正に野生鳥獣の半減対策ということで関係部局と連携して取り組んでいるところでございます。

○津田臨時委員 ありがとうございます。

○松尾部会長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで終了させていただこうと思います。

それでは、事務局の方に進行をお返しいたします。よろしくお願ひします。

○星野室長 ありがとうございます。

家畜伝染病予防法施行規則等の見直しにつきまして、本日諮問をさせていただきました。この後、先ほど御説明差し上げたように、牛豚疾病小委員会、それから家きん疾病小委員会の中で専門的な先生方の御見地のアドバイスを頂きながら具体的な議論を進めていきたいというふうに思います。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会を締めくくりまして、最後に審議官の伏見の方から一言御挨拶を申し上げます。

○伏見審議官 審議官の伏見でございます。本日は熱心な御議論を頂き、ありがとうございました。

冒頭に葉梨副大臣より御挨拶を申し上げました。農林水産省としては家畜衛生、家畜防疫は重要施策であるということでございます。本日の諮問を頂きまして、精力的に議論いたしまして、秋までに体制を整えてまいりたいと思います。委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会、第52回家畜衛生部会を閉会いたしますが、事務局の方、特に何かありますか。

以上をもちまして、閉会をいたします。どうもありがとうございました。

午前10時54分 閉会